

農薬取締法について（参考資料）

＜目次＞

1 農薬取締法の概要	1
2 農薬安全使用のためのチェック事項	7
3 住宅地等における農薬使用について	8

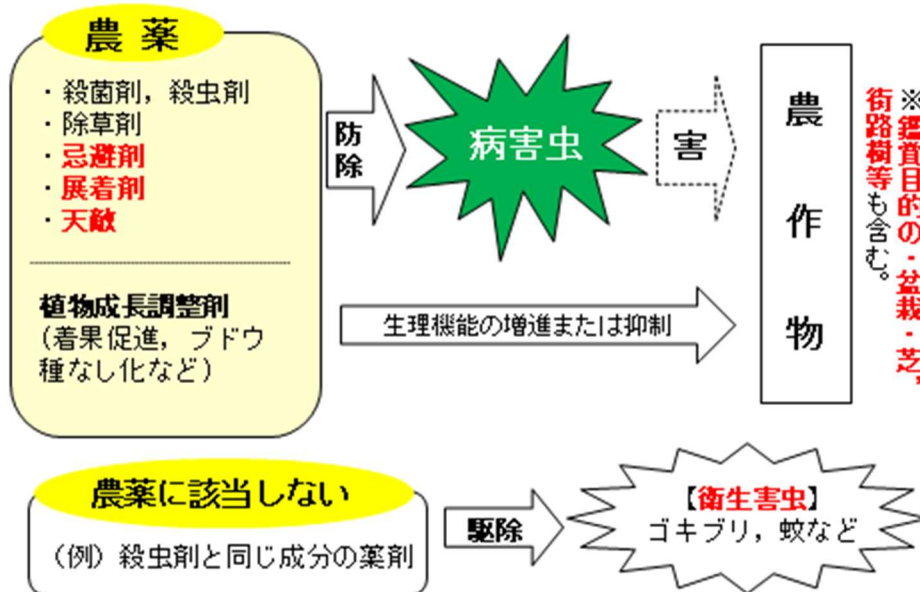
【広島県農林水産局農業技術課】

農薬取締法について

(1) 農薬取締法の目的 (法律 第1条)

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与すること。

(2) 農薬取締法における農薬とは (法律 第2条)



～ 「農薬」とは ～

- ・「農作物」を害する「病虫害」防除に用いられる「殺菌剤」「殺虫剤」「その他の薬剤」
- ・農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる「成長促進剤」「発芽抑制剤」「その他の薬剤」
- ・防除のために利用される「天敵」

～ 「農作物」とは ～

- ・人が栽培している植物の総称で、稲、野菜、果樹の他、鑑賞の目的で栽培されている樹木、盆栽、草花、ゴルフ場や公園の芝生、街路樹、また肥培管理がほとんど行われていない山林樹木も農作物に該当する。

～ 「病虫害」とは ～

- ・菌、線虫、ダニ、昆虫、害虫、ネズミ等の他にスズメ、ヒヨドリ、イノシシ等の鳥獣、ナメクジ、ザリガニ、ウイルス、さらに雑草等が含まれる。但し、農作物に害を与えないゴキブリ、蚊、ヤスデ等の不快害虫、衛生害虫等は含まない。

(3) 農薬の登録制度について (法律 第3条、第4条、第5条)

製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼす恐れがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造若しくは加工し、又は輸入する場合はこの限りではない。(法律 第3条)

⇒ 品質、薬効、薬害、毒性、残留性等について検査を行い、品質及び安全性が確保され

ているものを登録。不良、危険な農薬が流通・販売されることを防止。

⇒ 特定農薬は農林水産大臣及び環境大臣が指定を行う。令和2年5月末現在、特定農薬に指定されているものは5種類

- ① エチレン
- ② 次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）
- ③ 重曹
- ④ 食酢
- ⑤ 使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵

✓ 農薬の登録は銘柄ごと。

同一有効成分の農薬であっても、剤型、有効成分の含有量、製造会社が異なれば、別々に登録が必要

(4) 農薬の表示制度について（法律 第16条、第18条）

製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するとき、その容器（容器に入れずに販売する場合にあってはその包装）に次の事項の真実な表示をしなければならない。ただし、特定農薬を販売するときは、この限りでない。（法律 第16条）

☆表示事項

- ①登録番号（農林水産省登録第〇〇〇〇〇号）
- ②登録に係る農薬の種類、名称、物理化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその成分の種類及び含濃度
- ③内容量
- ④登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法
- ⑤「水質汚濁性農薬」の文字（該当する農薬の場合）
- ⑥人畜に有害な農薬については、その旨及び解毒方法
- ⑦生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨
- ⑧引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
- ⑨農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項
- ⑩農薬の製造場の名称及び所在地
- ⑪最終有効年月

✓ 販売者は、表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

✓ 製造者又は輸入者が製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬についてその販売が禁止された場合には、製造者若しくは輸入者又は販売者は、当該農薬を農薬使用者から回収するように努めるものとする。（法律 第18条）

✓ 特に安全性上問題がある農薬については、販売を規制又は禁止できる。

☆ 販売禁止農薬 (27 剤)

リンデン、DDT、エンドリン、ディルドリン、アルドリン、クロルデン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、TEPP、メチルパラチオン、パラチオン、水銀剤、2、4、5-T、硫酸鉛、水酸化トリシクロヘキシルスズ (プリクトラン)、ダイホルタン、PCP、CNP、PCNB、ケルセン、ペンタクロロベンゼン、アルファ-1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン、ベータ-1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ベンゾエピン

(5) 農薬使用者の義務・責務について (法律 第25条)

農林水産大臣・環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するために、登録農薬に対してその種類ごとに農薬使用者が守るべき基準を定めなければならない。

⇒ 「農薬を使用する者が遵守すべき基準」(以下「農薬使用基準」という。)

農薬使用者は農薬使用基準に違反して農薬を使用してはならない。

～ 農薬使用者の責務 ～

- 1 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 2 人畜へ危害を及ぼさないようにすること。
- 3 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- 4 農地等において栽培される農作物等又は当該農作物を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって、人に被害を生じないようにすること。
- 5 生産環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 6 公共用水域への水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって、人畜に被害が生じないようにすること。

～ 遵守すべき基準 ～

- 1 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される食用農作物等に農薬を使用する場合は、次の基準を遵守すること。
 - ① 適用作物、②使用量、希釈倍数、③使用時期、④使用総回数
- 2 食用作物への適用がない農薬を、食用作物に使用してはならない。
- 3 施設くん蒸を行う者は、その使用計画を農林水産大臣に報告すること。
- 4 航空機(航空法第2条第1項に規定する航空機：人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器)を利用して農薬を使用する者は、その使用計画を農林水産大臣に報告すること。
- 5 ゴルフ場において農薬を使用する者は、その使用計画を農林水産大臣及び環境大臣に報告すること。

～ 農薬使用者の努力義務 ～

- 1 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、人畜に有害な農薬使用時の被害防止方法、農薬の貯蔵上又は使用の注意事項、最終有効月日に従い、安全かつ適正に使用する
- 2 空中散布の際には、区域外への飛散を防ぐ。
- 3 ゴルフ場外への農薬の流出を防ぐ。
- 4 住宅地・学校・保育所・病院・公園その他の人が居住・滞在または頻繁に訪れる場所の敷地及びこれらに近接する土地で農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するための必要な措置を講じる。
- 5 農薬を使用した年月日、場所、農作物、農薬の種類や量を記帳する。
- 6 水田からの流出を抑える。
- 7 クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散すること防止するために必要な措置を講じる。

(6) 無登録農薬の使用禁止と水質汚濁性農薬について（法律第24条、法律第26条）

ア 無登録農薬の使用禁止（法律第24条）

次の農薬以外の農薬を使用してはならない。

- ① 第7条の規定による表示のある農薬（第9条第2項により販売をしてはいけない農薬を除く）
- ② 特定農薬

イ 水質汚濁性農薬について（法律第26条）

水質汚濁性農薬に該当する農薬は、種類ごとに政令で指定され、その使用にあたっては使用方法、使用場所等が規制される。

水質汚濁性農薬に指定され、現在登録があるのは、CAT（シマジン）だけである。
（ベンゾエピン（マリックス）は、平成22年9月登録失効）

その使用については、都道府県知事はその区域内における使用の見込み、自然的条件等を勘案して、被害の発生を防止する上で必要な範囲内で、規則をもって、地域を限り、その使用を許可制とすることができる。

(7) 農薬販売者の義務について（法律第17条、第20条、第21条、第22条）

ア 販売者の届出（法律第17条）

販売者は、その販売所ごとに、①氏名及び住所、②当該販売所、を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事（又は権限移譲市町）に届け出なければならない。

また、届出内容に変更を生じた場合（廃止含む）も、変更の届出を義務付けている。

これらの届出は、販売の開始の日までか、販売所の増設の日又は変更の生じた日から2週間以内に行うこととされている。

※ 権限移譲市町とは、「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年12月21日 条例第三十四号）」に基づき県が持つ農薬取締法の権限の一部（販売届及び立入検査など）を移譲した市町をいう。

イ 帳簿（施行規則第十六条第2項）

販売者は、帳簿を備え付け、農薬の種類別に譲受数量及び譲渡数量を、真実かつ完全に記載し、少なくとも3年間はその帳簿を保存しなければならない。特に水質汚濁性農薬に該当する農薬を販売した場合には、譲渡先別の譲渡数量の記載も必要である。

ウ 虚偽の宣伝の禁止（法律第21条）

農薬の有効成分の含有量や効果について虚偽の宣伝をし、または、登録を受けていない農薬について登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならない。（チラシ、口頭等媒体は問わない）

エ 農薬でない除草剤の表示義務について（法律第22条）

農薬に該当しない除草剤の販売者に対し、①容器または包装に、「農薬として使用できない」旨の表示を義務付けるとともに、②小売店に対して、その店頭の見えやすい場所に、「当該製品が農薬として使用できない」旨の表示をすることが義務付けられている。

(8) 罰則（法律第47条、第48条）

ア 3年以下の懲役もしくは100万円以下（法人は1億円以下）の罰金

- ◆ 無登録農薬の製造・輸入・販売
- ◆ 販売する農薬の虚偽の宣伝
- ◆ 農薬でない除草剤を農薬として使用できない旨の表示に係る違反
- ◆ 無登録農薬、使用禁止農薬の農作物への使用
- ◆ 農薬使用時の農薬使用基準違反 等
- ◆ 水質汚濁性農薬の使用に係る届出の失念

イ 6月以下の懲役もしくは30万円以下の罰金

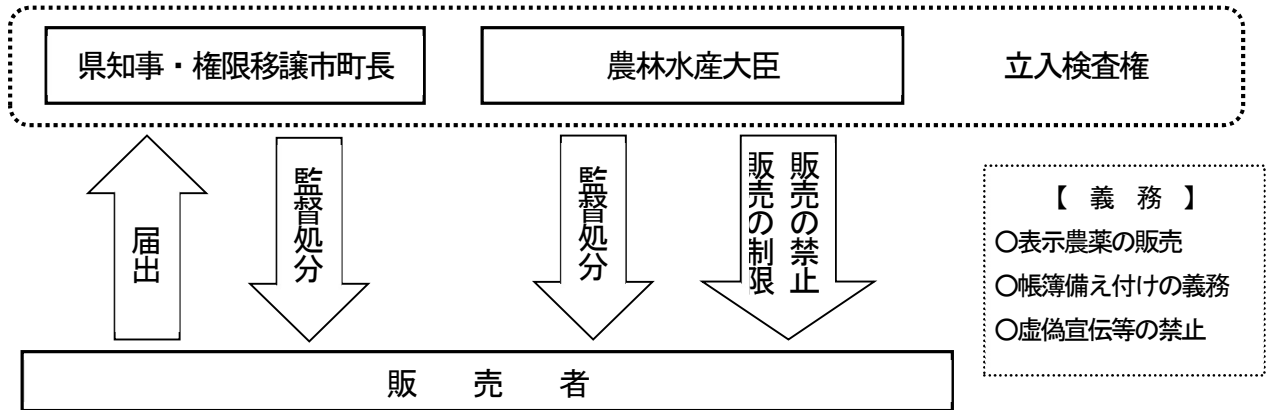
- ◆ 販売者の届出（新規、変更等）の失念
- ◆ 帳簿の不備
- ◆ 立入検査における虚偽報告及び検査の拒否

(9) 農薬取締法にかかる体系

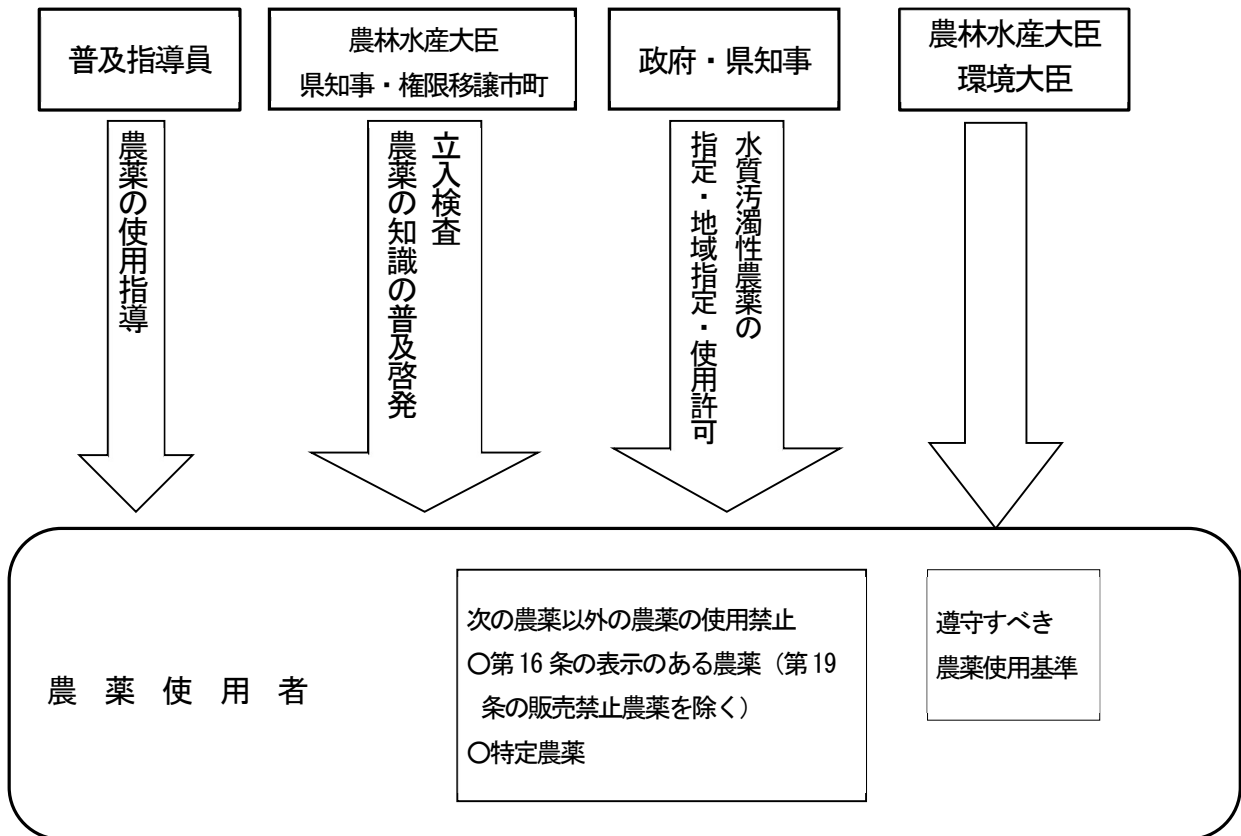
ア 農薬取締法に基づく権限の市町への移譲状況（令和8年4月1日現在）

区分	地 域
県が権限を有する市町	竹原市、庄原市、府中町、海田町、熊野町、坂町
権限移譲市町	広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

イ 販売者関係



ウ 農薬使用者関係



～ 最新の登録内容の確認（農薬に関するホームページ）～

農林水産省 農薬登録情報提供システム

【アクセス方法】

「農薬登録情報提供システム」で検索、または

<https://pesticide.maff.go.jp/>

農薬安全使用のためのチェック事項一覧

作成：広島県西部農業技術指導所、農業技術課

散布する前に…

☐ 登録農薬を必ず使用しましょう

★ 農薬登録が無いのに、「虫が寄り付かない」、「病気を抑える」等の表示がされ、「使ってみると虫がいなくなる」等の場合、「無登録農薬」の疑いがあります。

☐ 農薬容器のラベル表示を必ず読みましょう



・毒物劇物の表示、危険物の表示、最終有効年月日
・使用方法：適用作物、使用量・希釈倍数、使用時期・回数
・注意事項：効果・薬害等の注意、安全使用上の注意

☐ 防除器具を点検しましょう

・ノズルの目詰まり、ホースの接続等
★ 農薬散布中に防除器具が故障、その修理中に、農薬を吸い込む、漏れた薬液で薬害を起こす等の事故が発生しています。

☐ 周辺農作物の栽培者等へ事前連絡しましょう

・農薬の使用目的、散布日時、農薬の種類等について連絡
★ 栽培農家だけでなく、畜産農家、養蜂家へも事前連絡
⇒ 危被害の防止対策

農薬の保管・管理は…

☐ 農薬はカギのかかる場所へ保管しましょう

★ 毒物・劇物である農薬は **医薬用外毒物** **医薬用外劇物** の表示をした、カギのかかる専用の保管庫で施錠して保管することが義務付けられています。

☐ 農薬を他の容器に移し替えてはいけません



★ 他の容器に移し替えたために、誤って使用する例や、飲料物と間違えて誤飲する事故が発生しています。

散布する時には…

☐ 農薬使用基準を必ず守りましょう

・農薬使用基準を遵守しましょう。
(適用作物、使用量・希釈倍数、使用時期、使用回数)

☐ 農薬の飛散を防止しましょう



・近接する農作物への飛散防止の徹底
・住宅地周辺での農薬飛散防止対策の徹底

☐ 保護具を必ず着用しましょう



・マスク、防除衣、保護メガネ、手袋等の着用
☆ マスクの種類：農薬用マスク、防護マスク(粉剤・液剤用)、防護マスク(土壌くん蒸用)

☐ 散布液の調製時の事故に注意しましょう



・濃厚な農薬に触れる機会が多いので、直接触れたり、目に入ったり、吸い込んだりしないよう、マスク、メガネ、手袋を必ず着用しましょう。

☐ 散布作業は気象条件に注意して行いましょう

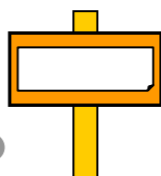
・風の弱い時の散布
・朝夕涼しい時間帯の散布
・風向きに注意しての散布

☐ 長時間の散布作業は避けましょう



・連続して2時間以上の散布作業は避けましょう。
★ 体調に不良を感じた場合、散布作業を取りやめる。

☐ 周辺住民へ配慮しましょう



・農薬・防除器具の選定：
飛散しやすい農薬や方法を避ける
・事前の通知：
農薬の使用目的、散布日時、農薬の種類等
・立て札・見張り：
特に、子供が散布場所へ近づかないよう注意

散布が終わったら…

☐ 身体をよく洗いましょう



・後片付けが終わったら、手や露出部を石鹸でよく洗い、うがい、洗顔をしてから、全身をよく洗いましょう

☐ 飲酒しないで早く寝るようにしましょう



・農薬を散布した日は飲酒を控え、早く寝て体力の回復をはかりましょう。※ 飲酒を控えるのは、肝臓の解毒酵素系へ、過剰な負担をかけないようにするためです。

☐ 散布器具を洗浄しましょう

・タンクやホースの残液を抜き、しっかりと洗浄しましょう。
★ 散布機のタンクやホースに使用した薬液が残ることで、農薬残留上の問題につながることもあります。

農薬使用記録の管理



☐ 農薬の使用記録をかきましょ。

・使用した年月日、場所、農作物、農薬の種類、使用量、希釈倍数を記録しましょう。

事故・中毒が発生した場合…



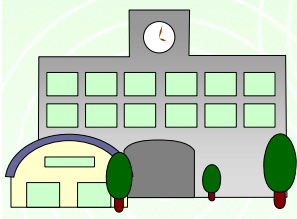
☐ 体調が悪くなったら直ちに受診しましょう

・農薬の容器を持参して、医師の診断を受けましょう
(公社)広島県薬剤師会 薬事情報センター 中毒119番
082-567-6099 【フリーダイヤル】0120-279-119
月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日、お盆休み、年末年始を除く)

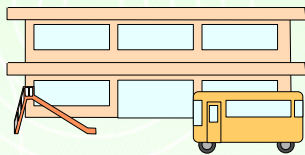
(公財)日本中毒情報センター 中毒110番
(大阪)072-727-2499 365日、24時間対応

☐ 万一、盗難や紛失の場合は、直ちに警察署へ届けましょう

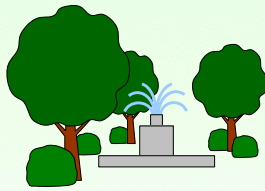
☐ 流失等により危害が生じる恐れがある場合、直ちに警察署・保健所・消防署へ届けましょう



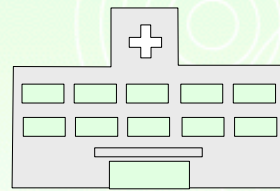
学校



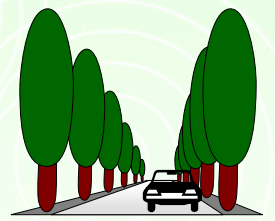
保育所



公園



病院



街路樹

このような所で、周囲を気にせず 農薬を散布していませんか？



住宅地近隣の農地、市民農園、家庭菜園、森林

農薬飛散による被害の発生を防ぐために

学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地とこれに近接する土地、住宅地に近接する森林等（以下「公園等」と称します）、及び住宅地に隣接した家庭菜園・市民農園を含む農地の管理にあたっては、公園マニュアルを参考にして農薬の飛散を原因とする、住民や子ども等への健康被害が生じないように、農薬を使用しない管理を心がけましょう。また、農薬を散布せざるを得ない場合でも、農薬の飛散防止に努めるなど、十分な配慮をしましょう。

注：農薬には、作物や樹木に発生する病害虫の防除を目的に散布するものの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤、芝生等の雑草対策で使用する除草剤なども含まれます。

農薬使用の回数と量を減らそう

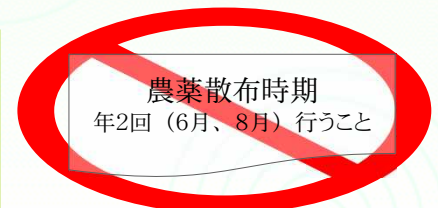
病害虫や雑草の早期発見に努めよう

観察や見回りなどを行い、病害虫被害や雑草の発生の早期発見に努めましょう。

例えばガの仲間には、ふ化してしばらくは幼虫が集団で行動するものがあります（アメリカシロヒトリ等）。この場合、早期に発見できれば捕殺を容易に行うことができます。一方、発見が遅れると、食害により被害は増加し、幼虫は分散して捕殺が困難になる一方、薬剤の効果が低下する恐れがあります。

農薬のスケジュール散布はやめよう

「毎年この時期に散布しているから」といった、病害虫の発生や被害を確認せずに定期的に農薬を散布することはやめましょう。業者に作業を依頼している場合も同様です。



時期だけで散布を行わない

栽培前に、病害虫に強い作物や樹木、品種について検討しよう

作物や樹木の種類によって、病害虫による被害の発生程度は大きく異なります。さらに、ツバキ等にはチャドクガが発生し、その毒毛により皮膚に湿疹を引き起こすことがあります。病害虫に強い作物や樹木、品種を選んだり、人への被害が予想される樹種を植えないなどよく検討しましょう。

連作を避け、適切な土作りや施肥の実施を行おう

同じ土地に、続けて同じ作物を栽培する（連作）と、病害等が発生しやすくなるので避けましょう。また、窒素肥料が過剰になると病害虫が発生しやすくなる傾向があるので、注意しましょう。

農薬以外の物理的防除を優先して行おう

特に公園等においては、害虫の捕殺や被害を受けた部分の除去などの物理的な防除を優先し、やむを得ない場合にのみ農薬による防除を選択しましょう。

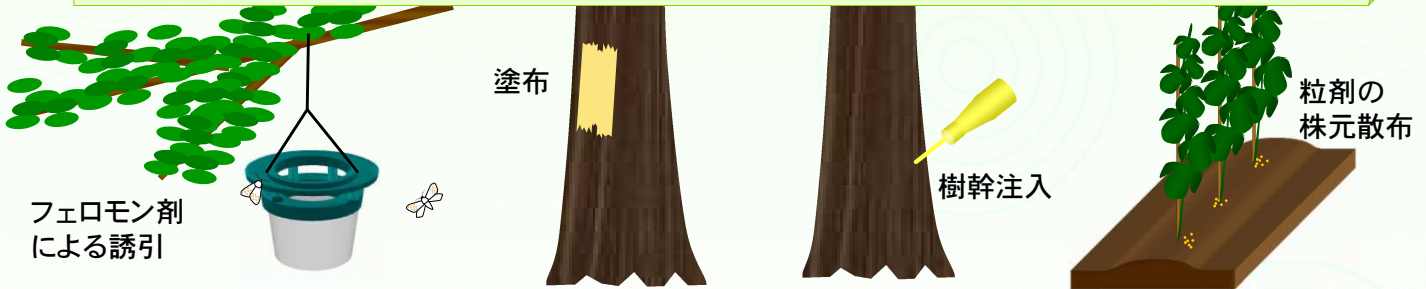
住宅地のそばの農地や家庭菜園などにおいても、防虫網の活用などの物理的防除に取り組みましょう。



農薬を使用する場合に守るべきこと

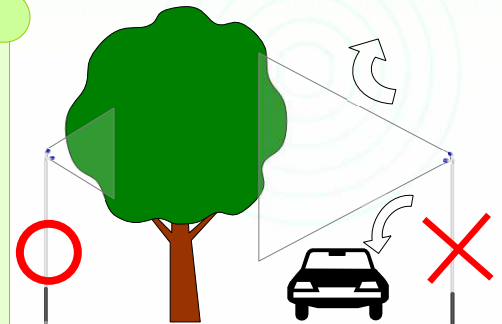
飛散しない農薬を選ぼう

誘引、塗布、樹幹注入や粒剤など、飛散の少ない農薬を活用しましょう。やむを得ず農薬を散布する場合は、害虫の発生箇所のみ散布する等、最小限の区域の散布に留めましょう。



農薬の飛散防止に最大限の配慮をしよう

農薬の散布は、風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。特に、近くに学校・通学路がある場合は子どもに影響の出ないように注意しましょう。粒剤等飛散が少ない農薬や、飛散を抑制するノズルを使用したり、動力噴霧器の圧力を上げすぎないなど農薬の飛散防止を行うとともに、散布作業中は、風向きやノズルの向き等に注意しましょう。



なるべく対象物の近くから、風向きやノズルの向きにも気をつけて散布しよう。

農薬はラベルに記載された内容に従って使おう

農薬取締法に基づいて登録された、対象の植物に適用のある農薬を、ラベルに記載された使用方法及び使用上の注意事項を守って使用しましょう。

ラベルの記載例

使用基準（使用方法）はしっかり守る

▽△▽フロアブル

農林水産省の登録番号があるのを確認しよう

農林水産省登録番号第〇〇〇号
有効成分：□□□□...30%

適用作物・害虫と使用方法

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	総使用回数	使用方法
樹木類	アメリカシロヒトリ	2000倍	発生初期	4回	散布
さくら	モンクロナヤチホコ	2000倍	発生初期	4回	散布
つばき	チャドクガ	1500倍	発生初期	4回	散布

注意事項をきちんと読んで守ろう

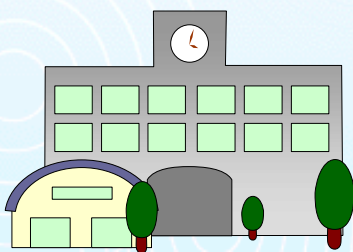
イラガ類	1000倍	発
タマナヤガ	1500倍	発

⚠️ 注意事項

- ・散布調整液は、できるだけ速やかに...
- ・アルカリ性の強い石灰硫黄合剤、ボルドー

事前に十分な周知を行おう

農薬を散布する場合は、事前に周囲に住んでいる方等へ十分な周知を行いましょ。過去の相談等により化学物質に敏感な方が居住しているのを把握している場合は、十分な配慮が必要です。周知内容には、農薬を使用する目的、散布日時、使用農薬の種類、農薬散布者の連絡先を含めましょう。近隣に学校・通学路がある場合は、学校や保護者等にも連絡しましょう。



近隣に学校、通学路がある場合、事前に学校へ連絡

農薬散布のお知らせ
 下記の内容で農薬散布を実施いたします。
 記
 目的：アメリカシロヒトリ防除のため
 日時：6月4日（水）午前6時30分～
 使用農薬：BT剤（〇〇水剤）
 連絡先：〇〇〇
 TEL：XXX-XXXX

看板による事前の周知

散布区域に人が入らないよう対策を講じよう

公園等では看板による表示などを行い、散布区域に気づかず人が立ち入ることがないように配慮しましょう。



散布区域をコーン等で区分け

農薬の使用履歴を記録し、保管しよう

農薬を使用した年月日・場所及び対象植物、使用した農薬の種類名または商品名、単位面積当たりの使用量又は希釈倍率について記帳し、一定期間保管しましょう。

農薬の散布後に、周辺住民から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院等を紹介しましょう。

農薬使用簿					
月日	場所	対象	剤名	希釈倍数	
○月△日	A公園 B区	さくら	C水和剤	1,000倍	
:					

使用履歴の記載例

むやみな農薬の現地混用は行わない

ラベルに混用に関する注意事項がある場合は必ず守りましょう。

農薬の現地混用、特に有機リン系農薬同士の混用は絶対にやめましょう。



有機リン同士の混用は行わない

農薬に関する諸情報及び飛散防止に関する情報が入手できるホームページ
「農薬コーナー（農林水産省）」 <https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

農薬の適用内容の確認ができるホームページ
「農薬登録情報検索システム（農林水産省）」
<https://pesticide.maff.go.jp/>

環境における農薬のリスク評価・管理に関する情報が入手できるホームページ
<https://www.env.go.jp/water/nouyaku.html>

このリーフレットについてのお問い合わせ先

環境省農薬環境管理室 〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

電話：03（3581）3351（代表） 環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/>

農林水産省農薬対策室 〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

電話：03（3502）8111（代表） 農林水産省ホームページ <https://www.maff.go.jp/>